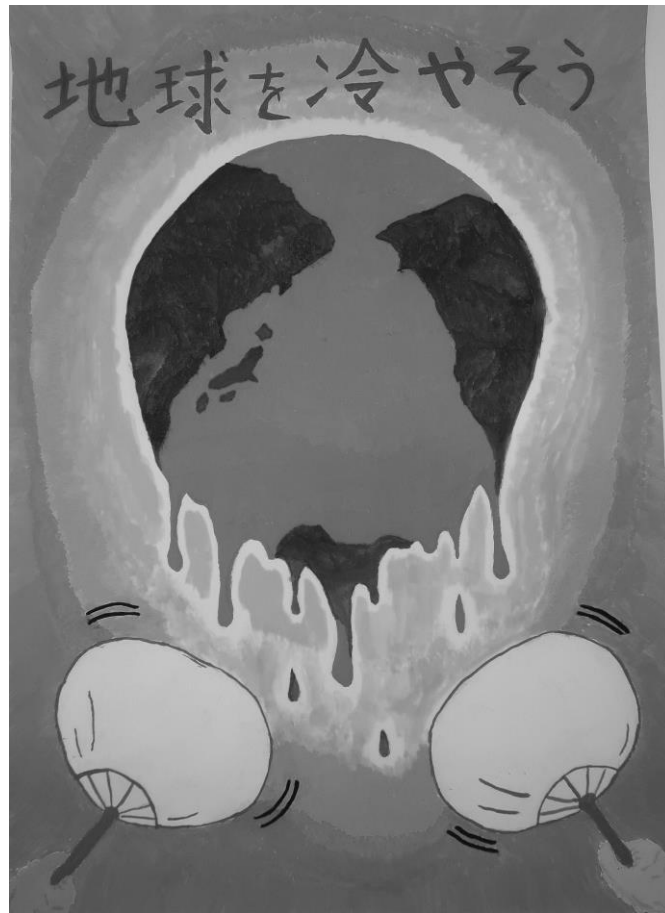


## 第5部 騒音・振動

---



「第28回環境を考えるポスター展」入賞作品より



# 第 1 章 騒音・振動の現況

## 1 概況

騒音・振動公害は、日常生活の中で人が感覚的、物的被害を直接受けることから、公害苦情件数の中でも比較的多く発生している。騒音・振動に係る苦情の状況は、表 1-1 及び表 1-2 のとおりである。

表 1-1 騒音に係る苦情の状況

年度	工場・事業場				建設作業			自動車			鉄道	営業			拡声器			家庭生活	その他	計
	特定工場	指定工場	その他	小計	特定建設	その他	小計	高速道路	その他	小計		深夜営業	その他	小計	商業宣伝	その他	小計			
2017	2	0	3	5	0	2	2	1	0	1	0	2	2	4	1	0	1	1	1	15
2018	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
2019	2	0	2	4	0	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	7
2020	2	1	0	3	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	8
2021	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4

(注) 工場・事業場欄の特定工場とは、騒音規制法の規制対象工場を、指定工場とは、市条例の規制対象工場をいう。

表 1-2 振動に係る苦情の状況

年度	工場・事業場				建設作業			自動車			その他	計
	特定工場	指定工場	その他	小計	特定建設	その他	小計	高速道路	その他	小計		
2017	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
2018	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
2019	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
2020	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
2021	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 工場・事業場欄の特定工場とは、振動規制法の規制対象工場を、指定工場とは、市条例の規制対象工場をいう。

## 2 環境基準と要請限度

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項において、「騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。

また、平成 11 年(1999 年) 4 月 1 日には、自動車騒音の評価方法に面的評価(道路敷地境界から 50m 範囲)が導入されるなど、環境基準(表 1-3、表 1-4)が大幅に改正され、現在に至っている。

本市については、昭和 59 年(1984 年)12 月 28 日に環境基準の地域指定がされ、平成 13 年(2001 年) 4 月 1 日には、騒音規制法の政令市として指定を受けた。

**表 1-3 騒音に係る環境基準（一般地域）**

時間区分 地域類型	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

(注)

1. A をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域。
2. B をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域。
3. C をあてはめる地域は近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに用途地域の指定のない地域。

**表 1-4 道路に面する地域の環境基準**

時間区分 地域区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路（幹線道路）に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

(注)

1. 地域区分（A～C 地域）は、表 1-3 に同じ。
2. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

**表 1-5 自動車騒音の要請限度**

時間区分 地域区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以上を有する道路：道路敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路：道路敷地境界線から 20m）	75dB 以下	70dB 以下

(注)

1. a をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域。
2. b をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域。
3. c をあてはめる地域は近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに用途地域の指定のない地域。

自動車騒音及び振動については、環境基本法で定められた環境基準とは別に要請限度が定められている。この要請限度は、騒音規制法（第 17 条）、振動規制法（第 16 条）の規定により、指定地域内において自動車騒音及び振動が、この限度値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、県公安委員会に対し、改善を要請したり、道路管理者又は関係行政機関に対し、改善するのに必要な意見を述べるようになっており、そのための指標値（表 1-5、表 1-9）が定められている。

### 3 環境騒音測定

市内の環境騒音の実態を把握するために、道路に面する地域を除く一般地域と、道路に面する地域として幹線交通を担う道路（幹線道路）の騒音実態調査を実施している。

一般地域については、平成12年度(2000年度)から年度毎に測定地域を移動して騒音測定を実施している。また、幹線交通を担う道路については、環境基準の改定により、自動車騒音の環境基準達成状況を住宅戸数や達成割合で表示する面的評価が導入されたため、本市においても市街地を中心に面的評価を実施している。

#### (1) 一般地域

道路に面する地域を除く一般地域における騒音測定は、図1-1のとおり市内10地点で24時間測定を実施した。測定結果は、表1-6のとおりで、3地点（夜間）で環境基準を超えていた。

表1-6 一般地域の環境騒音測定結果

測定地点	用途地域	地域類型	測定年月	等価騒音レベル[L <sub>Aeq</sub> :dB]				環境基準※ 適合状況	
				測定結果		環境基準			
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
① 田尻町4-45	1 中高	A	2021. 4	51	48	55 以下	45 以下	I	II
② 十王町友部地内	1 住	B	2021. 4	45	40			I	I
③ 久慈町2-34	工業	C	2021. 4	52	46	60 以下	50 以下	I	I
④ 水木町1-28	準住	B	2021. 4	51	47	55 以下	45 以下	I	II
⑤ 砂沢町地内	1 低	A	2021. 11	54	42			I	I
⑥ 小木津町3-9	1 住	B	2021. 11	50	41			I	I
⑦ 小木津町2-20	1 住	B	2021. 11	50	43			I	I
⑧ 日高町2-2	2 中高	A	2021. 11	50	45			I	I
⑨ 日高町3-27	1 中高	A	2021. 11	46	50			I	II
⑩ 日高町4-4	1 住	B	2021. 11	44	45			I	I

※ I：環境基準以下の地点、II：環境基準を超える地点

#### (2) 幹線交通を担う道路に面する地域

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路における騒音測定は、図1-2のとおり市内4地点で24時間測定を実施した。測定結果は、表1-7のとおりで、国道6号の夜間で環境基準を超えていた。

また、騒音測定を実施した4区間（図1-3）について、面的評価（道路敷地境界から50m範囲）を実施した結果は、表1-8のとおり、3路線（国道245号、県道高萩友部線、県道日立港線）で、昼夜とも環境基準を達成した戸数の割合が90%を超えた。

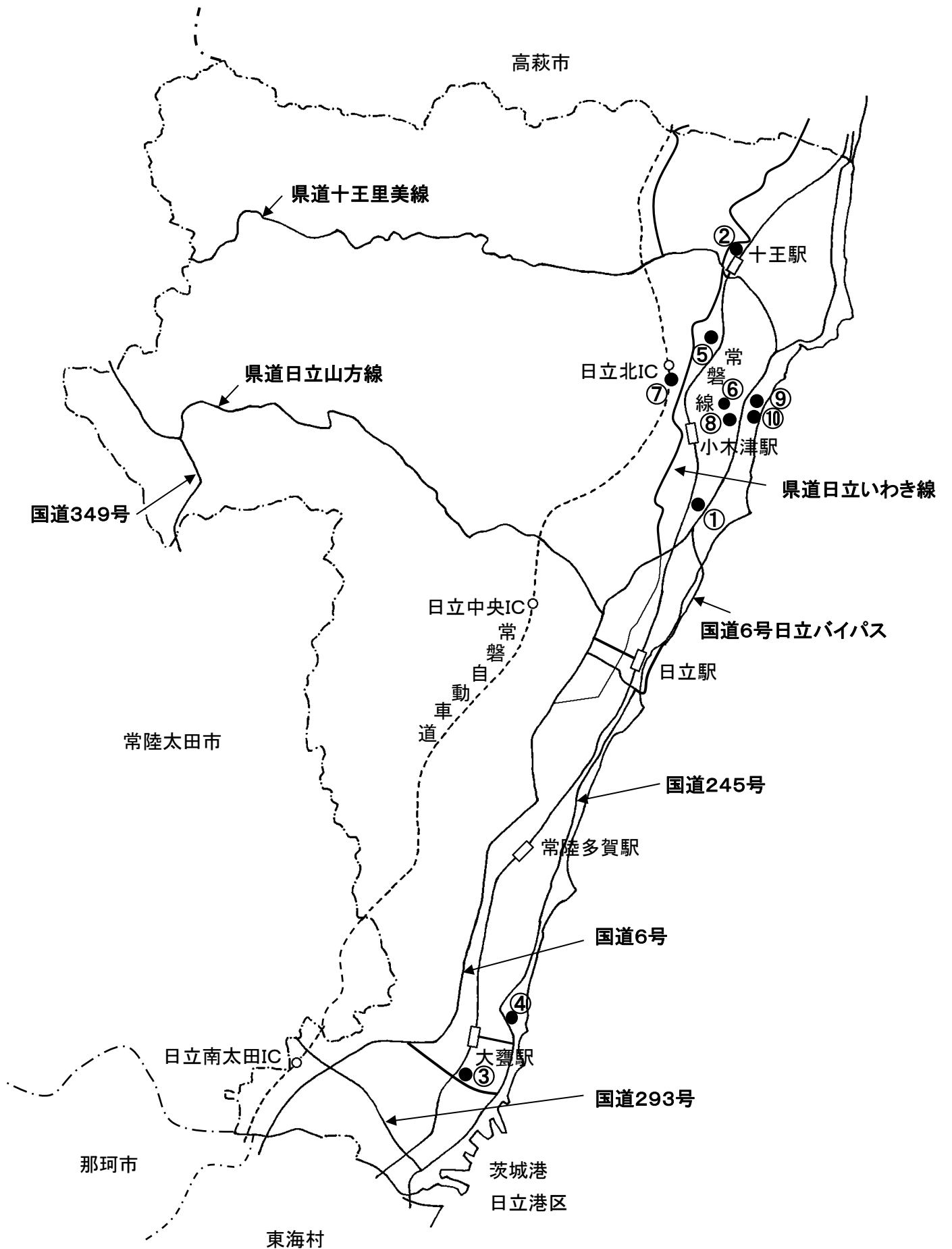


図1-1 一般地域の環境騒音測定地点

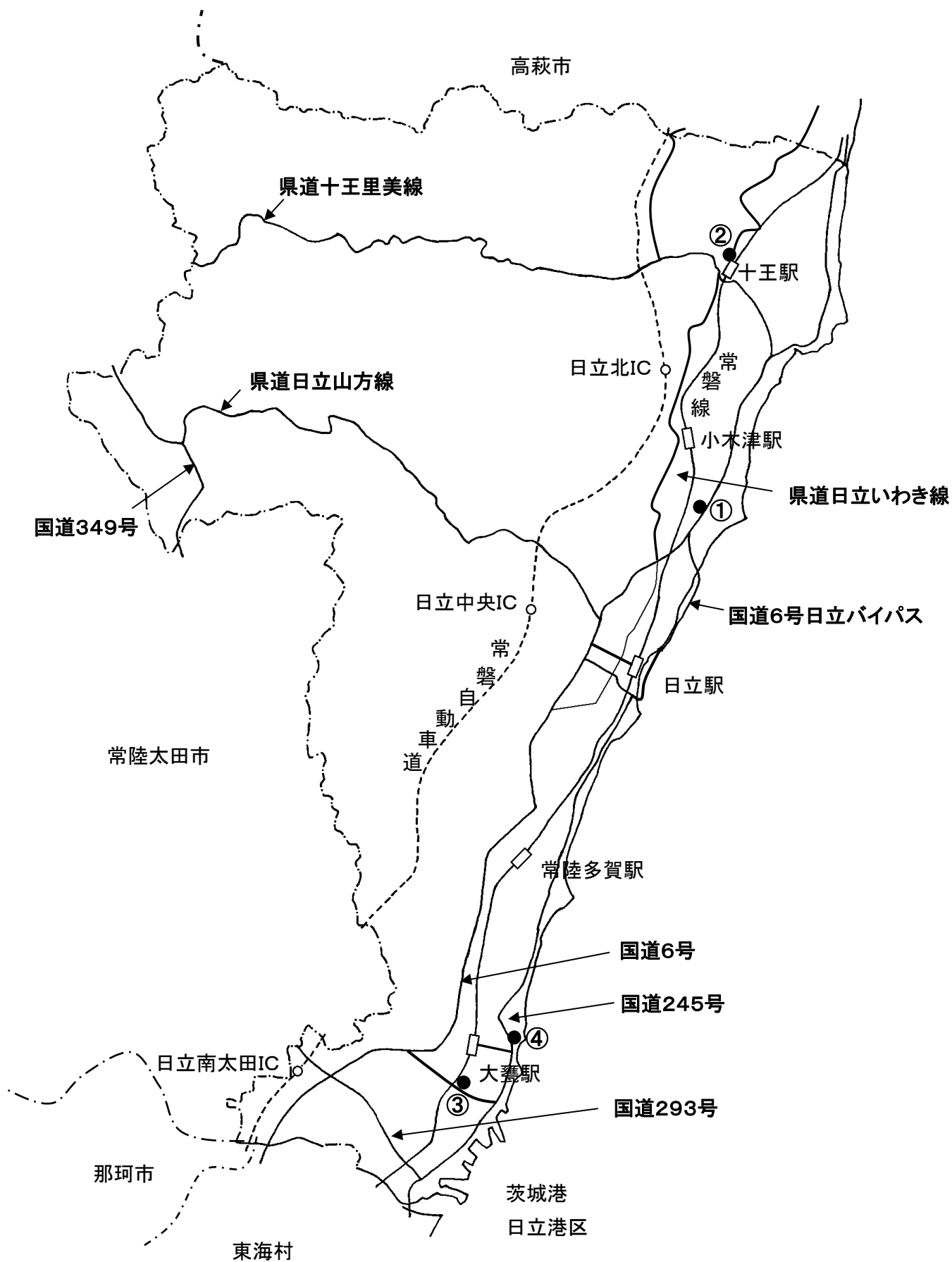


図1-2 幹線交通を担う道路に面する地域の環境騒音及び振動測定地点



図1-3 面的評価区間（①国道6号、②国道245号、③県道高萩友部線、④県道日立港線の評価区間を点線で表示）



表 1-7 幹線交通を担う道路に面する地域の自動車騒音測定結果

路線名	測定地点		用途地域	車線	測定年月	等価騒音レベル[L <sub>Aeq</sub> : dB]				環境基準(要請限度)適合状況	
						測定結果		環境基準(要請限度)			
						昼	夜	昼	夜	昼	夜
国道 6 号	①	田尻町 4-36	準 住	4	2021.4	69	68	70 (75) 以下	65 (70) 以下	I	II
国道 245 号	②	水木町 1-28	準 住	3	2021.4	70	65			I	I
県道高萩友部線	③	十王町 友部地内	1 住	2	2021.4	60	53			I	I
県道日立港線	④	久慈町 2-34	工 業	2	2021.4	62	55			I	I

※ I：環境基準以下の地点、II：環境基準は超えるが要請限度以下の地点、III：要請限度を超える地点

表 1-8 幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準達成状況（面的評価）

路線名	評価区間		評価対象 住宅等 戸数 a(戸) a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 環境基準値 以下		昼間のみ 環境基準値 以下		夜間のみ 環境基準値 以下		昼間・夜間とも 環境基準値 超過	
				b (戸)	割合 (%)	c (戸)	割合 (%)	d (戸)	割合 (%)	e (戸)	割合 (%)
国道 6 号	①	宮田町 2-6 ～日高町 4-1	541	369	68.2	161	29.8	0	0.0	11	2.0
国道 245 号	②	大みか町 5-2 ～河原子町 1-3	793	787	99.2	0	0.0	0	0.0	6	0.8
県道 高萩友部線	③	十王町伊師本郷 ～十王町友部	350	350	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道 日立港線	④	久慈町 1-5 ～久慈町 7-26	391	390	99.8	0	0.0	0	0.0	1	0.2

#### 4 道路交通振動測定

市内の幹線道路における交通振動の要請限度（表 1-9）の達成状況を把握するために、図 1-2 のとおり、市内 4 地点で振動測定を実施した。測定結果は、表 1-10 のとおりで要請限度値を下回っていた。

表 1-9 道路交通振動の要請限度

第 1 種区域		第 2 種区域	
6 時～21 時	21 時～6 時	6 時～21 時	21 時～6 時
65dB	60dB	70dB	65dB

#### 区域区分と用途地域の関係

区域区分	用途地域
1	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない地域

表 1-10 自動車交通振動測定結果

路線名	測定地点		区域区分	車線	測定年月	振動レベル [80%レンジ 上端値:dB]				要請限度 達成状況*	
						測定結果		要請限度			
						昼	夜	昼	夜	昼	夜
国道 6 号	①	田尻町 4-36	1	4	2021.4	30	28	65 以下	60 以下	I	I
国道 245 号	②	水木町 1-28	1	3	2021.4	32	26			I	I
県道高萩友部線	③	十王町 友部地内	1	2	2021.4	26	18			I	I
県道日立港線	④	久慈町 2-34	2	2	2021.4	37	27	70 以下	65 以下	I	I

※ I : 要請限度以下の地点、II : 要請限度を超える地点

## 5 道路交通量調査

幹線道路における交通騒音・振動の測定とあわせて、24 時間の毎時 10 分間交通量を調査した。

調査結果は表 1-11 のとおりである。

表 1-11 交通量調査結果

種 別 調査地点		10 分間交通量 (台/日)									全交通量
		上 り			下 り			合 計			
		大型車	普通車	二輪車	大型車	普通車	二輪車	大型車	普通車	二輪車	
①	国道 6 号 (田尻町 4-36)	313	2,270	22	279	1,873	10	592	4,143	32	4,767
②	国道 245 号 (水木町 1-28)	205	1,828	10	150	1,596	9	355	3,424	19	3,798
③	県道高萩友部線 (十王町友部地内)	35	739	5	21	627	9	56	1,366	14	1,436
④	県道日立港線 (久慈町 2-34)	58	918	10	45	852	9	103	1,770	19	1,892

## 騒音の目安

騒音レベル	目 安
120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車のクラクション（前方2 m）
100 dB	電車が通るときのガード下
90 dB	パチンコ店内、騒々しい工場の中
80 dB	地下鉄・電車の車内
70 dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
50 dB	静かな事務所、家庭用クーラー（室外機）
40 dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼間
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
20 dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1 m)

## 振動の目安

振動レベル	震度階級	目 安
55 dB 以下	0	人は揺れを感じない。
55～65 dB	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
65～75 dB	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。
75～85 dB	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。
85～95 dB	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
95～105 dB	5 弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。
	5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。
105～110 dB	6 弱	立っていることが困難になる。
	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
110 dB 以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。

表 2-2 騒音規制法による規制基準

用途地域 規制基準	第1種・第2種 低層住居専用地域 田園住居地域			第1種・第2種 中高層住居専用地域 第1種・第2種 住居地域 準住居地域			近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域			工業地域 工業専用地域		
	第1種区域			第2種区域			第3種区域			第4種区域		
特定工場 等に係る 騒音規制 基準	8時～ 18時	6時～8時 18時～ 21時	21時～ 6時	8時～ 18時	6時～8時 18時～ 21時	21時～ 6時	8時～ 18時	6時～8時 18時～ 21時	21時～ 6時	8時～ 18時	6時～8時 18時～ 21時	21時～ 6時
	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下	70dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
特定建設 作業に係 る騒音規 制基準	第1号区域									第2号区域		
	85dB以下									85dB以下		
	19時～7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜・休日禁止									22時～6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜・休日禁止		

(注) 日立市の騒音規制法規制地域は、市内全域を指定しているが、旧十王町地域は、工業専用地域を除く全地域を指定

表 2-3 振動規制法による規制基準

用途地域 規制基準	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域		工業地域 工業専用地域		
	第1種区域		第2種区域		第2種区域		
特定工場 等に係る 振動規制 基準	6時～21時		21時～6時		6時～21時		21時～6時
	65dB以下		55dB以下		70dB以下		60dB以下
特定建設 作業に係 る振動規 制基準	第1号区域				第2号区域		
	75dB以下				75dB以下		
	19時～7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜・休日禁止				22時～6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜・休日禁止		

(注) 日立市の振動規制法規制地域は、工業専用地域を除く都市計画の用途指定地域を指定しているが、旧十王町地域は、工業専用地域を除く全地域を指定

表 2-4 騒音規制法に規定する特定施設

	特定施設名及び能力
1	金属加工機械 イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る） ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る） ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ. 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン*以上のものに限る。 <b>980 キロニュートン*以上は公害防止管理者を選任</b> ） ヘ. せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る） ト. 鍛造機（ <b>落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーは公害防止管理者を選任</b> ） チ. ワイヤフォーミングマシン リ. プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く） ス. タンブラー ル. 切断機（といしを用いるものに限る）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る） ロ. アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
7	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ハ. 碎木機 ニ. 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ホ. 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ヘ. かなな盤（原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）

※ 294 キロニュートン=30 重量トン、980 キロニュートン=100 重量トン

表 2-5 騒音規制法に規定する特定建設作業\*

1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

※ 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

表 2-6 振動規制法に規定する特定施設

特定施設名及び能力	
1	金属加工機械 イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。 <b>呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン※</b> 以上は公害防止管理者を <b>選任</b> ） ロ. 機械プレス（ <b>呼び加圧能力が 980 キロニュートン※</b> 以上は公害防止管理者を選任） ハ. せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る） ニ. 鍛造機（ <b>落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーは公害防止管理者を選任</b> ） ホ. ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る）
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のものであって原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）

※ 2,941 キロニュートン=300 重量トン、980 キロニュートン=100 重量トン

表 2-7 振動規制法に規定する特定建設作業※

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）
4	ブレイカー（手持式ものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

※ 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

表 2-8 茨城県生活環境の保全等に関する条例 深夜騒音の規制

用途地域	第1種・第2種 低層住居専用地域 田園住居地域	第1種・第2種 中高層住居専用地域 第1種・第2種 住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定 のない地域	工業地域
規制基準				
深夜騒音に係る騒音規制基準	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	23時～6時			
	40dB	45dB	50dB	55dB
規制対象※ 営業等	飲食店営業、ボーリング場営業、バッティング練習場営業、ゴルフ練習場営業			
禁止事項等	<p>ア 第1種区域及び第2種区域並びにその周囲10メートル以内の区域では、音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、次の音響機器を使用してはならない。</p> <p>(ア) カラオケ装置 (イ) ステレオ、その他音声機器 (ウ) 録音及び再生装置 (エ) 有線ラジオ放送機器(受信装置に限る) (オ) 楽器 (カ) 拡声装置</p> <p>イ 飲食店営業等を利用するものは、深夜においては、みだりにその周辺の静穏を害する行為をしてはならない。</p>			

※ 風営適正化法による深夜酒類提供飲食店(0時以降営業)及び接待飲食等営業(ナイトクラブ等)については、営業地域や営業時間等の別途制限がある。

表 2-9 茨城県生活環境の保全等に関する条例 拡声器の使用制限

拡声器の音量	使用方法	使用の時間
第1種区域 50dB 第2種区域 55dB 第3種区域 65dB 第4種区域 70dB	1 商業宣伝を目的として使用するときは、1回の使用時間は5分以内とするとともに1回につき2分以上休止すること 2 商業宣伝を目的として地上5メートル以上の位置で使用しないこと	午後6時から翌日の午前9時までは使用しないこと
拡声器の使用制限	<p>1 商業宣伝を目的とした拡声機放送の全面禁止区域(敷地境界から50メートル以内)</p> <p>(1) 学校 (2) 乳児院及び保育所 (3) 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館 (5) 特別養護老人ホーム</p> <p>2 商業宣伝を目的とした航空機からの拡声機放送の全面禁止</p>	
適用除外	<p>1 公職選挙法に基づく選挙運動のために使用する時</p> <p>2 公共の目的のための広報等に使用する時</p> <p>3 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うために使用する時</p> <p>4 災害その他非常の事態の発生により使用する時</p> <p>5 その他前各号に準ずる場合として知事が指定するもの</p>	

表 2-10 日立市公害防止条例に規定する騒音又は振動に係る指定施設

区分	指定施設等	規模・能力
騒音	1 機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン*未満のもの
	2 せん断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 3.75kW 未満のもの
	3 空気圧縮機又は送風機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のもの
	4 コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0.45 立方メートル未満のもの
	5 アスファルトプラント	混練機の混練重量が 100 kg 以上 200 kg 未満のもの
	6 ダイカストマシン	呼び加圧能力が 50 重量トン*以上のもの
	7 冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもので家庭用パッケージ型を除く
	8 クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
	9 遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
	10 天井走行クレーン又は門型走行クレーン	原動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上のもの
	11 製缶作業	厚さ 0.5 mm 以上の金属板を加工するもので電気、ガスを用いる金属の溶接機又は切断機等を使用する作業に限る
	12 研磨作業	（仕上げ作業を除く）
	13 木材加工作業	業として電気のこぎり又は電気カンナを使用して木材の切断を行なう作業であって、建築工事の現場において臨時的に行なう作業を除く
振動	1 コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0.45 立方メートル未満のもの
	2 ダイカストマシン	呼び加圧能力が 50 重量トン*以上のもの
	3 冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもので家庭用パッケージ型を除く
	4 遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの

※ 30 重量トン=294 キロニュートン、50 重量トン=490 キロニュートン

表 2-11 用途地域別届出工場数

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

規制区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	
用途地域	第 1・2 種 低層住専地域 田園住居地域	第 1・2 種 中高層住専地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域	近隣商業 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域	工業地域 工業専用地域	計
騒音規制法	11	83	173	165	432
市 条 例	6	39	29	10	84
計	17	122	202	175	516



## 2 届出状況

### (1) 工場・事業場

法律、条例に基づく工場・事業場の届出状況は、表2-12から表2-14のとおりで、令和3年度(2021年度)末現在の騒音規制法に基づく届出工場数は432、振動規制法に基づく届出工場数は318、市条例に基づく届出工場数は84である。

騒音規制法の対象となる特定施設数の構成比は、図2-1のとおりで、全国合計では空気圧縮機・送風機が最も多く、次に織機の順となっている。茨城県内でも空気圧縮機・送風機が最も多く、次に金属加工機械が多い。本市も県と同様に空気圧縮機・送風機が最も多く、全体の約45%を占めており、次に金属加工機械(約41%)の順となっている。

表2-12 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況※1

(令和4年3月31日現在)

届出の種類 ※2~3 施設の種類の		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定 工場等 実数	⑥特定 施設 総数
		工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数		
1	金属加工機械							3	6	188	2,007
2	空気圧縮機・送風機	3	4					10	1	164	2,183
3	土石用破碎機等	1	3			1	10			10	82
4	織機									1	36
5	建設用資材製造機械									5	5
6	穀物用製粉機									0	0
7	木材加工機械									20	104
8	抄紙機									0	0
9	印刷機械									20	79
10	合成樹脂用射出成形機							2	19	22	393
11	鋳造型機									2	6
施設数計		—	7	—	0	—	10	—	26	—	4,895
工場等実数		3	—	0	—	1	—	12	—	432	—

### ⑦その他の届出

届出の種類	件数
防止の方法変更届出	0
承継届出	3
氏名等変更届出	9

※1. 環境省生活環境システムによる令和3年度集計データを記載

※2. ①, ②, ③, ④及び⑦は、1件の届出に金属加工機械と空気圧縮機があった場合、それぞれ金属加工機械及び空気圧縮機等の工場数、施設数に計上した。なお、工場等実数には、届出を受理した工場等の実数を計上した。また、④の施設数は増加数から減少数を差し引いた変更数を記載している。

※3. ⑤及び⑥には、特定工場等の実数(1つの工場において2種類以上の施設を有する場合は、主要な特定施設の欄1箇所のみ計上)を計上した。

表 2-13 振動規制法に基づく特定施設の届出状況<sup>※1</sup>

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

届出の種類 ※2~3		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定 工場等 実数	⑥特定 施設 総数
		工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数		
1	金属加工機械							1	-2	170	990
2	圧縮機	2	2					5	-2	100	425
3	破碎機等									5	34
4	織機									0	0
5	コンクリートブロッ クマシン等									0	0
6	木材加工機械									4	5
7	印刷機械									13	34
8	ロール機									1	1
9	合成樹脂用射出成形機							1	-2	22	250
10	鋳造型機									3	6
施設数計		—	2	—	0	—	0	—	-6	—	1,745
工場等実数		2	—	0	—	0	—	6	—	318	

⑦その他の届出

届出の種類	件数
防止の方法変更届出	0
承継届出	2
氏名等変更届出	3

※1. 環境省生活環境システムによる令和3年度集計データを記載

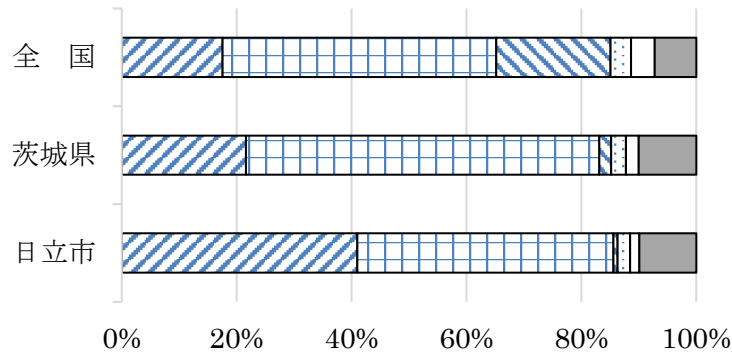
※2. ①, ②, ③, ④及び⑦は、1件の届出に金属加工機械と圧縮機があった場合、それぞれ金属加工機械及び空気圧縮機等の工場数、施設数に計上した。なお、工場等実数には、届出を受理した工場等の実数を計上した。また、④の施設数は増加数から減少数を差し引いた変更数を記載している。

※3. ⑤及び⑥には、特定工場等の実数（1つの工場において2種類以上の施設を有する場合は、主要な特定施設の欄1箇所のみ計上）を計上した。

表 2-14 日上市公害防止条例に基づく指定施設の届出状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

届出の種類		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤指定 工場等 実数	⑥指定 施設 総数
		工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数		
1	機械プレス									3	7
2	せん断機									0	1
3	空気圧縮機・送風機	1	1							27	39
4	コンクリートプラント									0	0
5	アスファルトプラント									0	0
6	ダイカストマシン									0	0
7	冷凍機	1	1							12	68
8	クーリングタワー									14	30
9	遠心分離機									0	0
10	天井門型走行クレーン									2	6
11	製缶作業					1	1			2	3
12	研磨作業									0	0
13	木材加工作業									24	24
施設数計		—	2	—	0	—	1	—	0	—	178
工場等実数		2	—	0	—	1	—	0	—	84	—



令和 4 年 3 月 31 日現在(国については、令和 3 年 3 月 31 日現在)

図 2-1 騒音規制法に基づく特定施設数割合

(2) 特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況は表 2-15 のとおりである。

特定建設作業実施届出は建設作業を始める 7 日前までに行い、作業場所が住宅密集地等、周辺住民への影響が大きいと予測される場合は、低騒音低振動工法への切替えを促すとともに、周辺住民とのトラブルを防止するため事前に工程表などを記載したチラシの配布と説明を実施するよう指導している。

表 2-15 騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況  
(令和 4 年 3 月 31 日現在)

作業の種類		法区分	騒音規制法 届出件数	振動規制法 届出件数
騒音	1	くい打機等を使用する作業	7	
	2	びょう打機を使用する作業	0	
	3	さく岩機を使用する作業	44	
	4	空気圧縮機を使用する作業	6	
	5	コンクリートプラント等を設けて行なう作業	0	
	6	バックホウを使用する作業	0	
	7	トラクターショベルを使用する作業	0	
	8	ブルドーザーを使用する作業	0	
振動	1	くい打機等を使用する作業		6
	2	鋼球を使用して破壊する作業		0
	3	舗装版破碎機を使用する作業		0
	4	ブレーカーを使用する作業		27
計			57	33

3 工場立入調査・指導

騒音・振動規制法及び県条例に基づく工場の立ち入り調査を 2 事業場で実施し、届出内容の確認を行い、実態と異なる工場等に対しては届出書の変更等の指導をするとともに、公害防止管理者の選任、騒音・振動苦情の未然防止等の指導を行った。